

令和7年度 吉野川市老朽危険空き家等除却支援事業

災害時等に倒壊した場合、避難路に影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家（住家）・空き建築物（非住家）の除却を促進し、地域の防災性向上を図るため、その除却（解体工事）に対する費用を補助します。

対象となる建物の条件

- ・現在使用されておらず、今後も使用する見込みのない空き家・空き建築物で、倒壊すれば道路をふさぐおそれのあるもの
- ・市が行う「空き家等の不良度判定」において、評点が100点以上であるもの
- ・倒壊の危険性がある建物として、市の是正指導を受けたもの

補助要件

- ・申請者は、建物の所有者またはその建物の管理について権限を有する方で、市税の滞納がない方
- ・吉野川市内に本店、支店等の事業所を有する解体工事業の許可業者等と交付決定通知後、工事請負契約を締結すること
- ・空き家については、除却後の跡地管理人を指定し市に届けるとともに、雑草の繁茂や廃棄物の投棄がないよう適正に管理すること
- ・空き建築物（倉庫等）については、跡地を地域活性化のために有効利用するもの

補助対象経費

- ・建物本体の解体工事・処分に要する経費とします。家財道具や機械、車両等の処分に係る費用及び整地に係る砕石等の材料費は対象としません。

補助金額

- ・対象工事費の4／5 上限額：80万円

注意事項

- ・建物を除却することにより、住宅用地特例が適用されず、翌年度より土地の税額が増額になる場合があります。
- ・「建築物除却届（10 m²を超える場合）」「建設リサイクル法による届（80 m²以上の場合）」「アスベスト事前調査結果の報告書（80 m²以上の場合）」の写しを提出していただきます。

事業の申し込み 令和7年4月24日（木）午前9時 受付開始

（先着順により募集枠が埋まり次第終了となります。その場合でも、キャンセル待ちや翌年度以降実施に向けての相談は可能です。）

※補助金を申込むには申込対象となるかの事前調査（職員による現地調査など）が必要です。

事前調査に件数制限は無く、随時受付していますが、時期が決まっており時間がかかりますので、早めに申し込んで下さい。

お問い合わせ・申込先

〒776-8611 徳島県吉野川市鴨島町鴨島115-1
吉野川市役所 建設部 都市計画住宅課 建築営繕室
電話 0883-22-2224
FAX 0883-22-2246